

# 『セーフティネット認定申請について』

令和2年5月 商工課

## 【1号認定】（連鎖倒産防止）

### ＜提出物＞

- ・認定申請書 2部
- ・登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書〔法人の場合〕
- ・認定要件に該当することを証明する書類（総勘定元帳、約束手形の写し等）
- ・確定申告書〔写し〕〔個人事業者の場合〕
- ・指定業種にかかる許認可証〔写し〕〔個人事業者の場合〕
- ・上記以外の事業者については、直近の確定申告書の写し

### ＜認定基準＞

申請の時点において、再生手続開始の申立等を行った事業者に対して、50万円以上の売掛金債権等を有していること。

申請の時点において、再生手続開始の申立等を行った事業者に対して、50万円未満の売掛金債権しか有していないが、再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上あること。

## 【4号認定】（自然災害等）

### ＜提出物＞

- ・認定申請書 1部
- ・売上高等を証明する書類（試算表や売上台帳等）
- ・登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書〔法人の場合〕
- ・指定業種にかかる許認可証〔写し〕
- ・確定申告書〔写し〕〔個人事業者の場合〕

### ＜認定基準＞

災害の発生に起因して当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

## 【5号（イ）認定】（売上高減少）

### ＜提出物＞

- ・認定申請書と売上高比較表 1部
- ・登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書〔法人の場合〕
- ・指定業種にかかる許認可証〔写し〕
- ・最近3か月・前年同月3か月の売上高を証明する書類（試算表等）  
※事業者が複数業種を営む場合は、総売上と指定業種にかかる部門の売上を証明するもの
- ・確定申告書〔写し〕〔個人事業者の場合〕

### ＜認定基準＞

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同月と比較して5%以上減少していること。

## 【5号（ロ）認定】（原油高騰）

### ＜提出物＞

- ・認定申請書と売上高比較表 2部
- ・登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書〔法人の場合〕
- ・指定業種にかかる許認可証〔写し〕
- ・最近3か月・前年同月3か月の売上高を証明する書類（試算表等）
- ・最近3か月・前年同月3か月の原油等の仕入額、仕入数量を証明するもの
- ・最新の決算書
- ・確定申告書〔写し〕〔個人事業者の場合〕

### ＜認定基準＞

指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。

### ＜注 意＞

「最近3か月」とは、最大で6か月前から起算して3か月が目安。なお、「最近1か月」については、最大で4か月前から起算して1か月が目安となる。

※11月申請の場合・・・最大で5～7月までの3か月

## 【7号認定】

### ＜提出物＞

- ・認定申請書 2部
- ・登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書〔法人の場合〕
- ・直近・前年同月の金融機関すべての残高証明書（商業手形・割引手形は含めない）
- ・直近・前年同月の試算表及び決算書（借入総額及び借入先確認のため）
- ・決算書2期分
- ・確定申告書〔写し〕〔個人事業者の場合〕

### ＜認定基準＞

- ① 直近又は前年同期の指定金融機関との取引シェアが10%以上であること。
- ② 指定金融機関からの借入が前年同月と比較し10%以上減少していること。
- ③ 金融機関からの総借入が前年同月より減少していること。

※ 指定金融機関は6ヵ月毎に更新されます。

※ 残高証明書については、借入がある上記すべての金融機関の証明が必要となります。